指定管理者の指定に関する公告

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１６年福島県条例第６８号）第３条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和４年１２月２７日

福島県知事　　内　堀　雅　雄

	管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間	担当課
1	Ｊヴィレッジ全天候型練習場	双葉郡楢葉町大字山田岡字美シ森８番 株式会社Ｊヴィレッジ	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	企画調整部エネルギー課
2	久之浜港久之浜プレジャーボート用指定泊地	いわき市久之浜町久之浜字館ノ山９番地 いわき市漁業協同組合	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	土木部港湾課
3	四倉漁港四倉泊地	いわき市久之浜町久之浜字館ノ山９番地 いわき市漁業協同組合	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	土木部港湾課
4	釣師浜漁港釣師泊地	相馬市尾浜字追川１９６番地 相馬双葉漁業協同組合	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	土木部港湾課